

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
有料広告掲載等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が編集・発行する

刊行物・印刷物等及び本会が管理・運用するホームページに掲載する有料広告の取扱について必要な

事項を定めることにより、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この取扱要綱において「広告主等」とは、広告主及び広告代理店をいう。

2 本会が編集・発行する刊行物・印刷物等及び本会が管理・運営するホームページのうち、広告

を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) ふくしだより
- (2) ボランティア通信
- (3) 各種イベントのプログラム等
- (4) 本会で使用する封筒
- (5) 多摩市社会福祉協議会ホームページ（以下「社協ホームページ」という。）

(広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 本会の信用及び品位、並びに広告媒体の公共性を損なうおそれのあるもの。
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの。
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと認めるもの。

(広告の掲載順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。ただし、同順位のものから募集枠以上に申込みがある場合は、抽選により決定するものとする。

- (1) 本会の特別・団体会員
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれらに類するもの。
- (3) 市内に本社、支店、営業所、店舗等の事業所を有するもので、公共性があるもの。
- (4) 前3号に掲げる以外のもの。

2 会員とは、多摩市社会福祉協議会会員規程で定める特別会員及び団体会員とする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、ふくしだより、ボランティア通信、社協ホームページに掲載し、随時行うものとする。また、定めのない有料広告掲載については必要事項をその都度定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第6条 第2条第2項第1号から第3号に掲載する広告規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

(広告付き封筒の受入れ)

第7条 第2条第2項第4号の広告は、広告の掲載を希望者する広告主等（以下「広告掲載希望者」という。）の負担により、本会の都度定める内容を表面に、広告を裏面に印刷した封筒を受け入れることができる。封筒の規格及び仕様は別表2のとおりとする。

（バナー広告の階層、規格、掲載期間、掲載料等）

第8条 第2条第2項第5号の広告媒体に関するバナー広告の階層・規格・掲載期間・掲載料は、別表3のとおりとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 広告掲載希望者は、本会が定める募集期間内に所定の広告掲載申込書（第1号様式）に広告原稿を添えて、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第10条 会長は、前条による申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、広報掲載決定通知書（第2号様式）又は広告非掲載決定通知書（第3号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条 掲載広告料の発生する広告掲載決定を受けた広告主は、会長が指定する方法及び期日までに広告料を納付しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第12条 広告主等は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主等は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、会長に申し出なければならない。

（広告主等の責務）

第13条 広告主等は、掲載された広告の内容に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害していないこと又は権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。

3 広告主等は、第三者から広告に関連し損害賠償請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとする。

（損害賠償）

第14条 広告主等は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、本会に損害を与えた場合は、それにより生じた損害を賠償するものとする。

（広告掲載の取消等）

第15条 会長は、広告の掲載決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定に反すると認めるとき。

(2) 会長がふくしだより等の編集又は発行に支障があると認めたとき。

(3) 会長が本会の管理・運営するホームページの更新又は運用に支障があると認めたととき。

（広告掲載料の返還）

第16条 本会は、前条により広告の掲載を取り消したときは広告掲載料を返還しない。

2 本会が広告作成発注後、広告主等が第12条により掲載を取り下げるときは返還しない。

3 広告掲載の決定後、広告主等の責に帰さない理由により、広告掲載がなされなかった場合は、掲載料の全額を返還する。

4 バナー広告掲載期間内に、本会の都合で本会が管理・運営するホームページを閉鎖した場合は、別表4のとおり掲載料を返還する。

(適用除外)

第17条 広告代理店については、第6条、第8条、第11条の規定は適用しない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年度第5回評議員会一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月11日から施行する。

(適用区分)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。